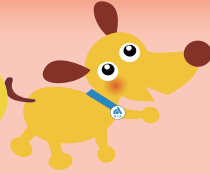


藤枝法人会報

平成26年度

第4回



税に関する絵はがきコンクール



藤枝税務署長賞



優秀賞



藤枝法人会女性部会長賞



藤枝法人会長賞



優秀賞



No. 100

平成27年2月発行

発行所 公益社団法人 藤枝法人会 藤枝市藤枝4丁目7-16 (藤枝商工会議所 2F)

TEL (054) 643-8410 FAX (054) 645-1310

E-mail svc-merit@fujieda-houjinkai.or.jp

URL <http://www.fujieda-houjinkai.or.jp>



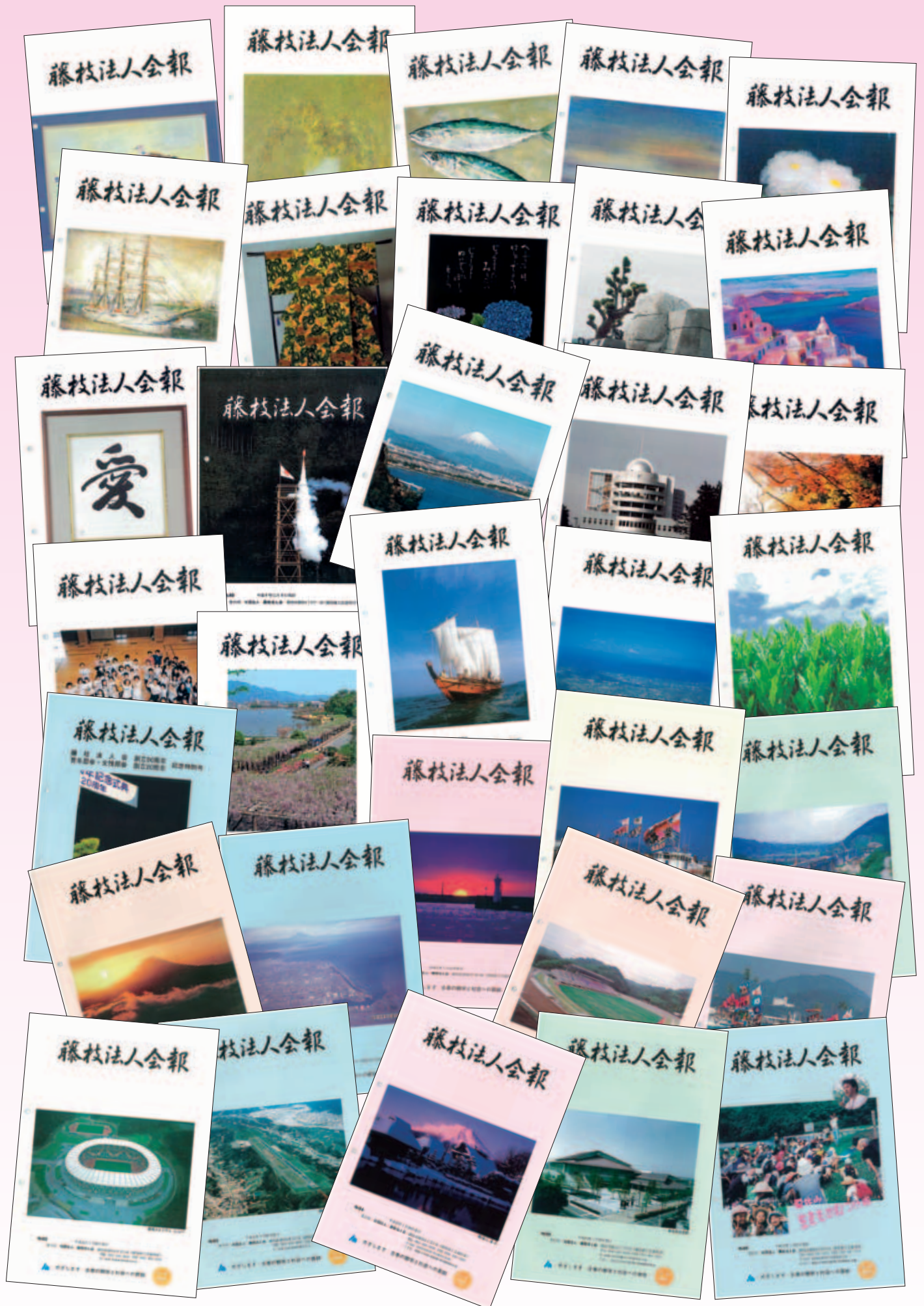
めざします 企業の繁栄と社会への貢献

会員
募集中

表紙で見る藤枝法人会

昭和57年1月15日発行の創刊号から、この度発行しました本会報にて記念すべき100号を迎えました。そこで、創刊号から99号までの表紙を皆様にご紹介したいと思います。各地域の季節ごとの行事や新築の建造物、地元芸術家の絵画などなど、しばしのタイムトリップをお楽しみ下さい。







厳しい経営実態を踏まえ、 中小企業の活性化を図る税制を!

■まだ道半ば。

国・地方とも聖域なき行財政改革の推進を!

■法人の実効税率を20%台に引き下げ、

軽減税率も15%の本則化とする見直しを!

■本格的な事業承継税制を確立し、

地域経済を支える中小企業に配慮を!



長引くデフレからの脱却と強い日本経済の再生を目指す安倍晋三政権による経済政策「アベノミクス」が一定の効果をあげ、景気は回復基調にある。肝心なことはこれをどう持続的成長につなげるかであり、まだまだ課題は山積している。

円安・株高をもたらした金融の「異次元緩和」は実体経済へ好影響を及ぼし、物価は着実に上昇傾向を示している。

昨年4月の消費税引き上げも景気への悪影響はほぼ一時的にとどまり、価格転嫁も比較的スムーズに行われたといえよう。ただ、異次元緩和による効果は一段落しており、今後は経済の自律的な好循環構造を構築することが課題になる。

それにはようやく始まった賃金上昇の持続や個人消費、設備投資の拡大が必要であり、それらを後押しする実効性ある成長戦略が何より重要である。

政府は法人実効税率を来年度から数年で20%台に引き下げる方針を示している。まずはこれを着実に実行する必要がある。そして農業や医療、雇用分野などで打ち出した規制緩和策では、改革に値するような制度設計を行うことが求められる。

また、国家的課題である持続可能な社会保障制度の確立と財政健全化の両立では、2015年度の基礎的財政収支赤字半減という第一段階の目標達成は可能になったものの、20年度の黒字化目標に向けての道筋は描かれていない。歳出・歳入一体で取り組む明確な改革工程を示すことが不可欠である。

日本経済を取り巻く環境は中国経済の減速や続発する地政学リスクなど、依然として不透明感が拭えない。そうした中で地域経済と雇用の担い手である中小企業には、アベノミクス効果が十分に浸透していないうえ、エネルギーコストの上昇なども重荷になっており、さらなるきめ細かな対策が必要である。

今、法人会はこう主張する！

税制論議の焦点《2題》に

法人税の実効税率引き下げと代替財源

- I. 法人実効税率 20%台の実現

我が国の立地条件や競争力強化などの観点から、法人税率のさらなる引き下げを行い、早期に欧州、アジア主要国並みの20%台の実効税率を実現するよう求める。
- II. 代替財源として課税ベースを拡大するに当たっては、中小企業に十分配慮すべき
 - ① 租税特別措置については、政策目的を達したもや適用件数の少ないものは廃止を含めて整理合理化を行う必要はあるが、中小企業向けの措置については本則化すべきである。
 - ② 地方税については、応益課税の原則を考慮すべきではあるが、中小企業は経営基盤が弱く、担税力が低いこと等から、外形標準課税の対象範囲を拡大すべきではない。

消費税率10%引上げ時の軽減税率導入と経理方法

消費税率 10% への引き上げに当たっては、景気に十分な配慮が必要なほか、よりきめ細かな価格転嫁対策が求められる。とくに中小企業は価格決定プロセスにおいて立場が弱く、実際、各種調査でも価格転嫁が完全ではないとの結果が出ていることに留意すべきである。

また、政府・与党では来年度税制改正に向けて軽減税率導入に関する議論のとりまとめ作業を行っているが、以下に示した理由などから税率10%段階での導入は必要なく、低所得者対策は現行の「簡素な給付措置」の見直しで対応するのが適当である。

- (1) 消費税率のさらなる引き上げに対応するため、現在施行されている「消費税転嫁対策特別措置法」の効果等を検証し、中小企業が適正に価格転嫁できるよう、さらに実効性の高い対策をとるべきである。
- (2) 事業者の事務負担、税制の簡素化、税務執行コストおよび税込確保などの観点から、当面(税率 10% 程度までは)は単一税率が望ましい。また、インボイスについては、単一税率であれば現行の「請求書等保存方式」で十分対応できるものとするので、導入の必要はない。

法人会の税制提言は、毎年、税制改正で実現してきています

平成26年度税制改正での法人会提言の実現事項

[法人課税]

法人会
提言

わが国の立地条件や競争力強化などの観点から、法人税率のさらなる引き下げを行い、早期に欧州アジア主要国並みの20%台の実効税率を実現するよう求める

実現
提言

経済の好循環を早期に実現する観点から、復興特別法人税が1年間前倒して終了した結果、法人実効税率が35.6%に引き下がりました

[中小企業対策]

法人会
提言

- ◆ 中小企業投資促進税制
 - ・ 中小企業投資促進税制の本則化
 - ・ 特別償却率および税額控除率の大幅引き上げ
 - ・ 対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める
 - ・ 税額控除適用の対象企業を「資本金1億円以下」に引き下げ

実現
提言

- (1) 適用期限が3年延長(平成29年3月31日まで)されました。
- (2) 対象となる特定機械装置等が生産性向上設備等に該当する場合、特別償却割合や税額控除の拡充措置等が次の通り講じられました。
 - ① 税額控除(7%・資本金3千万円以下の中小企業者等は10%)又は即時償却(現行特別償却30%)の選択適用
 - ② 税額控除制度の適用は、資本金1億円以下(現行3千万円以下)の中小企業者等にまで拡大

[交際費課税]

法人会
提言

- ・ 交際費課税の特例適用期限延長
- ・ 資本金規模に関わらず全ての企業を対象とすべきである

実現
提言

- ① 交際費のうち、飲食ために支出する交際費のうち、費用の額50%を損金の額に算入する措置が創設されました。
- ② 中小法人に係る損金算入の特例について、適用期限が2年延長されました。また、中小法人は上記①との選択適用が可能となりました。



行動する法人会

—平成27年度税制改正に関する提言—

全法連では、平成27年度税制改正に向け、政府・政党に対して提言活動を行いました。

自 民 党

予算・税制に関する政策懇談会
10月29日

財政・金融・証券団体委員長 **鈴木 馨祐氏**

田中 和徳氏 柴山 昌彦氏 武村 展英氏
中山 展宏氏 若林 健太氏 長峯 誠氏
猪口 邦子氏 太田 房江氏 石田 昌宏氏 他



公 明 党

税制改正要望等ヒアリング
12月17日

財政金融部会長 **西田 実仁氏**

斉藤 鉄夫氏 大口 善徳氏 伊藤 渉氏



財 務 省

10月24日

財務副大臣 **御法川 信英氏**



左から 横山専務理事、柳田税制・税務委員長、
御法川財務副大臣

主税局長 **佐藤 慎一氏**



左 佐藤主税局長
右奥から 柳田税制・税務委員長、横山専務理事

民 主 党

財務・金融部門会議税制改正要望等団体ヒアリング
10月22日

座 長 **前原 誠司氏**

大久保 勉氏 古川 元久氏 古本伸一郎氏
尾立 源幸氏 武正 公一氏 鷲尾英一郎氏 他



国 税 庁

表敬訪問 11月12日

長 官 林 信光 氏
次 長 佐川 宣寿 氏



右手前から 林長官、佐川次長
左手前から 長谷川税制・税務副委員長、池田会長、
柳田税制・税務委員長、横山専務理事

課税部長 藤田 博一 氏



右奥 藤田課税部長
左手前から 長谷川税制・税務副委員長、柳田税制・税務委員長、
池田会長、横山専務理事

中 小 企 業 庁

10月20日

長 官 北川 慎介 氏
事業環境部長 佐藤 悦緒 氏



左から 横山専務理事、柳田税制・税務委員長、北川長官、
佐藤事業環境部長

総 務 省

11月13日


自治税務局長 平嶋 彰英 氏



左から 平嶋自治税務局長、柳田税制・税務委員長、横山専務理事

この他、維新の党、次世代の党および参議院の比例代表選出議員に対し提言書を送付するなどの提言活動を実施しました。役職は提言活動当時のものです。

©(公財)全国法人会総連合 〒160-0002 東京都新宿区坂町13-4 Tel:03-3357-6681 Fax:03-3357-6682 <http://www.zenkokuhojinkai.or.jp/>



国税に関する申告や納税、申請・届出などの手続きがインターネットで行えます。

電子申告で効率UP!

国税電子申告・納税システム **e-Tax**

納税にはダイレクト納付が便利です!

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。※届出書の提出から利用可能となるまで、1カ月程度かかります。

e-Taxを利用して所得税及び復興特別所得税の申告をするとこんなメリットが!

添付書類の提出省略 還付がスピーディ

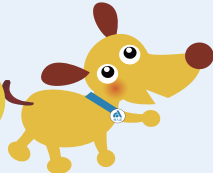
法人会 は 法人会 は会社経営の効率化のために e-Taxの普及を支援しています。

ご利用に際し条件、注意事項があります。詳しくはホームページでご確認ください。

イータックス 検索

平成26年度

第4回



税に関する絵はがきコンクール



法人会では、租税教育の一環として、小学6年生を対象に「税に関する絵はがきコンクール」を全国的に実施しています。藤枝法人会でも296点の応募がありました。入賞35作品をご紹介します。

藤枝税務署長賞



焼津市立
豊田小学校 6年生
百合山 姫衣さん

講評

どのようなものが税金によって機能しているのか、とても分かり易く表現しています。作者の身近な環境の中から税金の大切さを実感しているようで「税金は暮らしを守る」という言葉が真っ直ぐに伝わってきます。(画家 山本宗平)

藤枝法人会長賞



焼津市立
豊田小学校 6年生
戸篠 諒星さん

講評

特に身近な学校という環境の中に、どれほど税金が関わっているかに注目しています。校舎という一番大きなものから、教科書や机など、一つもおろそかにできない物に、しっかりと目を向けています。(画家 山本宗平)

藤枝法人会女性部会長賞



藤枝市立
青島北小学校 6年生
坂下 真凜さん

講評

税金が自分達の生活にどれほど関わっているのか、数えだしたら描き切れない、という思いが伝わってきます。目を向けた場所のどこかに、必ず税金が役立っているという事を実感させてくれます。(画家 山本宗平)

優秀賞



藤枝市立
藤枝中央小学校 6年生
岡村 百華さん

講評

背景に国会がある事に、少しドキリとさせられます。小学校6年生の目は、しっかりと社会の良し悪しを知っているのでしょうか。応募作品の中で一番の「社会派」でした。(画家 山本宗平)

優秀賞



藤枝市
藤枝中央小学校 6年生
鈴木 俊哉さん

講評

「税ってなんだろう？」という目線は、税はみんなを幸せにしてくれるという希望に向かっています。知らなかった事を知る事が出来たというこの絵は、コンクールの意義を確かなものにしていました。(画家 山本宗平)



税に関する絵はがきコンクール



入選

	旭 那夏さん 藤枝市立藤枝中央小学校 6年生		太田 緋真利さん 藤枝市立藤枝中央小学校 6年生		大橋 亮斗さん 藤枝市立藤枝中央小学校 6年生		二階堂 優斗さん 藤枝市立藤枝中央小学校 6年生		本杉 美夢さん 藤枝市立藤枝中央小学校 6年生
	西村 菜々子さん 藤枝市立藤枝中央小学校 6年生		岡崎 翔大さん 藤枝市立藤枝中央小学校 6年生		飯塚 ひよりさん 藤枝市立藤枝中央小学校 6年生		杉山 絵菜さん 藤枝市立藤枝中央小学校 6年生		久保野 稚菜さん 藤枝市立藤枝中央小学校 6年生
	福原 優奈さん 藤枝市立西益津小学校 6年生		大石 明来さん 藤枝市立栗梨西北小学校 6年生		杉田 絢香さん 藤枝市立栗梨西北小学校 6年生		堀内 睦美さん 藤枝市立高洲小学校 6年生		宮崎 大翔さん 藤枝市立青島北小学校 6年生
	細川 蒼生さん 藤枝市立青島北小学校 6年生		中野 潮音さん 藤枝市立青島北小学校 6年生		青島 健大さん 藤枝市立青島北小学校 6年生		岸本 依夢さん 藤枝市立青島北小学校 6年生		村山 愛菜さん 焼津市立豊田小学校 6年生
	小田 颯葵さん 焼津市立豊田小学校 6年生		池田 明星さん 焼津市立豊田小学校 6年生		丸山 慈央さん 焼津市立豊田小学校 6年生		大石 芽依さん 焼津市立豊田小学校 6年生		山本 拓海さん 焼津市立豊田小学校 6年生
	佐藤 恵さん 焼津市立豊田小学校 6年生		桑原 美咲さん 焼津市立豊田小学校 6年生		太田 來捺さん 焼津市立豊田小学校 6年生		鈴木 隆介さん 焼津市立豊田小学校 6年生		大石 なつみさん 焼津市立大井川南小学校 6年生

●入賞35作品(一部優秀作品のみ)は、以下の場所に展示・掲示致しました。

1 藤枝税務署	2 藤枝市文化センター	3 藤枝市生涯学習センター	4 焼津市文化センター	5 藤枝市役所
6 焼津市役所	7 焼津信用金庫藤枝上支店	8 焼津信用金庫豊田支店	9 藤枝駅構内パープルビジョン	10 焼津市ソーガルドーム(確定申告期予定)



平成26年度  **税に関する作品 表彰式**

平成26年11月20日(木)、藤枝税務署管内納税貯蓄組合連合会・藤枝間税会・藤枝法人会3会共催による『税に関する作品表彰式』が行われました。当会からは、上位優秀5作品(8ページ掲載)の方々に対して表彰状及び記念品が授与されました。また、多数の応募を頂いた3校(葉梨西北小学校・藤枝中央小学校・豊田小学校)に対して感謝状が贈呈されました。



「小川湊は何処に」



焼津が、時代小説の舞台になることはないだろうと思っていましたら、司馬遼太郎氏の「箱根の坂」に焼津が書かれています。主人公伊勢新九郎、後の北条早雲が、今川家に地盤を築く際に、小川城の城主長谷川氏が重要な役割を果たします。この小説では、長谷川長者が、駿河一の回船業者で、その財力、情報力に長け、長谷川氏の協力により、力を蓄えたことが書かれています。北条早雲は、石脇城を拠点に活躍するのですが、その詳細は、小説では触れられていません。江戸期以前、焼津が繁栄した時期の一つに、この小説にある中世 16 世紀ではなかろうかと思えます。当時、小川城を拠点に、長谷川氏がこの地を治め、小川湊は繁栄を極めたと文献にあります。

小川城は、発掘調査により、その場所が特定されているのですが、1570年武田氏の侵攻により、焼失してしまいます。焼津市史の関連文献を読んでいましたら、何と小川城址の写真が掲載されていました。

写真は、昭和28年当時の小川城跡だそうですが、400年前の小川城跡が、このように残っていたとは、感動を覚える一枚です。現在の位置で言いますと、150号線バイパスモスバーガーの東よりとえばいいのでしょうか。今は、住宅密集地で、痕跡はありません。

その小川城の城主長谷川氏は、当時焼津を支配していたのですが、林叟院などもその庇護により創建されます。その長谷川氏と小川城の関係から、1枚の写真が気になっていました。下図は、昭和の小川地区の空中写真ですが、斜めに横切る道路がくっきり表れています。俗に、縦小路といわれる道路ですが、今は、縦小路と言っても広い道路が増えて、どこが縦小路なのかよくわかりにくくなっていますが、少なくとも、戦後のある時期までは、生活道路として、縦小路が主要道路として存在したことがわかります。このように不自然に斜めに横切る縦小路の存在、小川城あたりから、田子の橋に続く1本の道路、この道路にどのような意味があるのでしょうか。



小川湊口は、室町時代には、焼津と小川の境にあったことが文献に記載されています。その境ですが、現在の焼津市城之腰と鯛ヶ島の境と考えるのが妥当なようです。つまり、黒石川が、現在の田子の橋辺りからそのまま海に注ぎ、黒石川河口が、小川湊として機能していたと考えられます。黒石川も現在とは異なり、大井川ともつながり川幅も広く、水量も豊かだったようです。小川城址の発掘調査により、当時盛んに小川湊が貿易港として、物資の集積拠点化していたことが想像されます。繁栄した当時の今川家の物流拠点であった可能性も推察されます。湊から小川城に通じる物流拠点として、この縦小路は、機能していたことがわかります。湊から、物資の集積場、そして小川城の大手門に通じる主要幹線だったのです。小川城が、初倉から日本坂に抜ける主要道路沿いで、主要道路と湊をつなぐ重要な物資の輸送ルートで、古くから京都などへの物資の輸送もこのルートを使い運ばれたようです。その小川湊ですが、1598年の明応の大津波により甚大な被害にあり、地盤の隆起と、沈降により、小川湊は壊滅



的な被害にあい、その後、小川湊は、往時の繁栄を取り戻すことはありませんでした。

明応の大津波は、記録にある津波の中でも、焼津地区に最大の被害をもたらします。

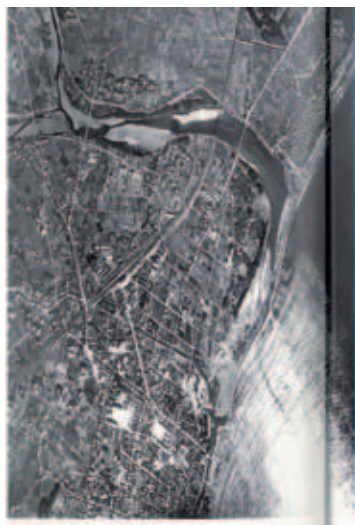
多くの家屋が流され、多数の死者をだし、当時、海の近くにあった林叟院も水没してしまいます。小川湊の繁栄と衰退は、中世焼津を象徴しますが、ともあれ、「北条早雲」が、NHKの大河ドラマに採用された場合は、焼津の中世史がクローズアップされることになります。

その日のために、石脇城や小川城址など見直す必要があるように思われます。

「港のない魚の街の話」

焼津市の写真集、巻頭ページの写真です。

同じ場所の昭和21年と、現在の写真の比較です。この写真のように、戦前は、焼津には港が、ありませんでした。焼津港ができるのは、昭和26年で、それ以前は、港がなく、したがって、戦前焼津に揚がる魚は、旧焼津3町、鯛ヶ島、城之腰、北新田の海岸に水揚げされていました。焼津には、港がなかったのです。港のない魚の街、日本中を探しても、港のない魚の街はさすがに少ないと思いますが、その港のない不便さを補って余りある、何が焼津を水産都市にしたのでしょうか。



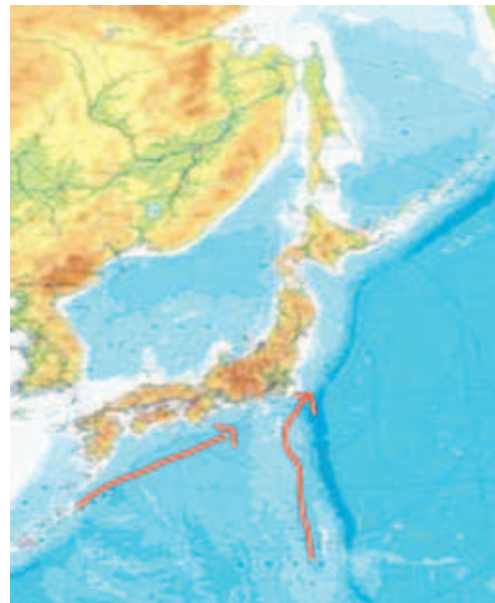
それは、明治22年4月16日に開通した東海道線が、焼津を大きく水産都市に変貌させていきます。それまでの焼津は、志太平野に広がる一大穀倉地帯で、海岸線には、塩田や、鄙びた漁村が連なり、周辺の宿場町に天秤棒を担ぎ、行商で魚を売り歩く貧しい漁村風景でした。

そこに鉄道輸送が出現するのです。日本地図を見て、その地形の特殊性が、焼津に大きな変化をもたらすのですが、黒潮に乗って遡上する魚は、九州、四国、紀伊半島を横切り、離岸し、伊豆半島をかすめる黒潮の一部が、駿河湾に入り込み、房総半島をかすめて遡上します。よく見ると、大阪から東京の人口密集地と黒潮洗う海岸線は、遠く離れ、人口密集地にそれらの魚を運ぶ手段がありませんでした。そのため、鯉節のような保存食が開発され、江戸では江戸前、大阪では、瀬戸内の魚か、日本海側の魚が持ち込まれる程度で、黒潮の魚が、供給するすべがありませんでした。そこに鉄道が開通し、焼津は、いわば、黒潮の富を独占できる、交通の拠点を得ることになったのです。

その後の焼津の水産業は、飛躍的に発展します。増加する魚に、さまざまな技術革新が触発され開花していきます。冷蔵庫のない時代、氷もなく水産物を大消費地に運ぶ手段としてのなまり節や、塩サバが、開発され、商品化されていきます。また、安定したかつおの入荷は、かつお節産業を育てていきます。まさに、鉄道輸送に焼津は変貌を遂げていくのです。

そのように変貌を遂げる焼津水産業界の中で、焼津鯉節の発展の歴史を説明してみたいと思います。江戸期を通じ、東海道筋の宿場町に魚がよく売れる焼津は、手間がかかる鯉節の生産に当初、熱心ではありませんでした。明治28年帝国内博覧会において、焼津鯉節は、見事1等賞を受賞し、その品質で日本最高の評価を得ます。その後大正期に入り名実ともに日本一の産地として発展していくのですが、古くからの鯉節産地、土佐や、薩摩を出し抜いて実に短期間で日本一の産地形成していきます。鯉節の専門家から見ても、明治19年当時はなはだ未熟なりと言われた焼津の技術を、10年足らずの短期間で鯉節の最高製法を確立して行く焼津人

に何が起きたのか、精巧な焼津鯉節をこのような短期間でなぜに確立できたのか不思議な気がします。焼津の魚屋がいつから鯉節に興味を持ったのか、その疑問を解くために、焼津市史の関連文献や、鯉節関連文献を読み漁りました。明治初期の鯉節を取り巻く状況を概観し、時代背景を確認すると、江戸の初期鯉の燻製法の確立により紀州や土佐で燻製法



が開発されます。15世紀に入り土佐藩が鯉節を専売品にし、大阪の間屋が取扱いを開始します。大阪に集められた鯉節は、江戸に送られるのですが、途中腐敗カビが発生するため、16世紀ごろから初期のカビ付け法を導入した改良土佐節が、江戸に送られるようになります。それから、100年余り江戸では、カビ付けされた鯉節の旨みに気がつき、本枯節の需要が高まるのですが、産地の土佐や薩摩は遠く、その需要情報が伝わったり技術情報が他所に拡散することも少なく、枯節の潜在需要が高まっている状態が続きます。そのような状況が、明治の初期の鯉節を取り巻く状況と言えます。明治10年当時駿河湾を行き来する押し送り船なる巡回船が、それぞれの物資を持って交易していました。伊豆の炭や、椎茸を焼津に持ち込めば、焼津からは、お茶や、米などを積んだと思われませんが、当初、焼津の鯉節を西伊豆田子や安良里の人たちが、買付ていたようです。しかしながら、明治13年になると焼津の人たちは、逆に南伊豆や下田の人たちから、荒節を買い付け始め売り買いが逆転しています。当時、西伊豆田子は、鯉節の先進地で1801年土佐の与一により最先端の鯉節技術が導入され、カビ付け法までの今日の鯉節の完成形に近いものができてきます。田子の人たちが買入れた焼津の荒節は、表面加工されカビ付け処理され付加価値をつけ、東京に送られていきます。その田子の人たちが買われる荒節が、付加価値がつくことをいつしか知り得た焼津人は、その鯉節にたいへん興味を示し、鯉節作りの研究にまい進していきます。明治13年当時のことと思われます。しかし、なかなかいいものができず、明治21年田子に出向き、その製法を研修しに行きます。それから独自の工夫を取り入れ、今日の鯉節の完成形、焼津鯉節を完成し、名実ともに最高の評価を得ていきます。明治20年代後半で、その時期のタイミングが実によく、その後明治30年代の日清、日露の戦争で全国の若者に鯉節を軍隊で食べさせたり、急速に日本人に鯉節が普及していきます。また、明治38年日本で最初の動力付き漁船が焼津で導入され、急速に、動力付きの船が普及し、鯉の水揚げ量の飛躍的發展期を迎えます。まさに、需要爆発に、供給の技術革新が対応し、そこにブランド確立した焼津鯉節は、急速な発展を遂げていきます。しかしながら調べていくと、焼津鯉節の発展の最大の要因は、他の産地にはない金融の仕組みにその秘密があることに気がきました。それは、倉荷証券の発行です。鯉節が出来上がるまでには、最低3か月以上、場合により半年以上の月日がかかります。資金が寝てしまい、零弱な魚商人にとり資金不足は何としても解決しなければならない問題でした。その鯉節を担保に、カビ付け中の間倉荷で証券化し、資金調達する独自の金融を完成させていくのです。さらに、房州や三陸、紀州などの荒節を買い付け、倉荷化して資金調達、カビ付け加工して本節化して付加価値を付け、資産形成していきます。焼津鯉節の発展は、まさに、ご先祖の創意工夫と、他の産地にはないアイデアで活路を切り開いていったのです。

〈参考引用文献〉「焼津市史」、「焼津市写真集」

〈寄稿〉 ㈱金虎 専務取締役 寺尾仁秀様

写真でみる

第4回租税教室

主催：青年部会

開催日：平成26年12月6日(土) 会場：静岡産業大学

青年部会では、昨年に引き続き、「大学生を対象とした租税教室」を開催しました。

ボードゲームや講座、交流会を通して税金の知識や大切さを楽しく学んでもらいました。

公益社団法人 藤枝法人会青年部会主催
「第4回租税教室」

社会人になる前に知っておきたい リアルな情報を就活前に聞いとう
基礎知識と若手企業家習得講座との交流会
就職活動へ臨む前にまずは情報収集

開催日・平成26年12月6日(土) **参加無料**
時間・13:00—18:00(受付12:30)
会場・静岡産業大学4階 1410大講義室

第1部 13:00~15:20 キャッシュフローセミナー ボードゲームを通して 入息設計と税金を 楽しく学びます!	第2部 15:30~16:00 給与明細の見かた 様々な税金や社会保険料などが 総額から天引きされます。 第二部では税金のことが その内容をわかり易く解説します!
第3部 [グループディスカッション] 16:05~17:45 模擬面接&若手企業家との交流会 企業が欲しい人材は、どんな仕事を任せられるのか。 など、その他いろいろな疑問を企業家へ投げかけてみよう! 経営者と話をしてみよう!	

参加希望の方はチラシの申込用紙に必要事項をご記入の上、下記へご提出ください。
静岡産業大学:就職支援グループ 静岡福祉大学:キャリア支援課

司会



服部副部長

部会長あいさつ



西野部会長

第一部

キャッシュフローセミナー

講師：FPI (株) 代表取締役 中山 猛氏

13:00 ~ 15:20

第一部講師



中山 猛氏



第二部

税金講座「給与明細の見かた」

講師：藤枝税務署 法人課税第一部門統括官 真野淳一 氏

15:30 ~ 16:00

第二部講師



真野淳一 氏



第三部

模擬面接&若手企業家との交流会

16:05 ~ 17:45



(平成26年11月21日～12月16日)

法人会活動



このマークは当会のホームページ内の「e 講演放送局」にて公開中のものです。

藤枝法人会 e講演放送局 音声講演一覧 [検索](#)

ユーザー名:koen パスワード:hoso (パスワードは****と表示されます。)

全法連・東海法連・静岡県連

11月21日 第28回全国青年の集い(秋田大会)

全国の青年部会員約2,000名が一堂に会して、第28回全国青年の集いが秋田県民会館にて、税務当局、全法連役員ほか多数のご来賓出席のもと盛大に開催されました。

大会式典では会員増強表彰と全国の青年部会で事業展開されている租税教育活動の表彰・プレゼンテーションが行われ、記念講演では「リーダーはいかにあるべきか」～ユタカな国・美しい心をつなぐために～という演題で読売新聞特別編集委員の橋本五郎氏の講演が行われました。



本 会

11月21日 税務講習会

テーマ「マイナンバー制度

導入後の会社実務対応基礎講座」

講 師 / 特定社会保険労務士

小島信一氏

会 場 / 焼津市文化センター



11月28日 新設法人説明会

(主催：藤枝税務署 / 後援：(公社) 藤枝法人会)

講 師 / 藤枝税務署

法人課税第一部門

上席国税調査官 浦田芳弘氏

会 場 / 藤枝市生涯学習センター



青年部会

12月16日 勉強会

テーマ「青年部会メンバーによる

ビジネス活用講座」

講 師 / (有)佐野石材 佐野雅基氏、

(有)めぐみ自動車販売

奥山光浩氏

会 場 / 静岡県武道館



女性部会

12月3日 教養講座

演 題「温泉パワーで元気に！

いきいき話して元気に！」

講 師 / フリーアナウンサー

牧野光子氏

会 場 / 焼津市文化センター



放送局

法定調書提出義務者・源泉徴収義務者となる事業者のための 社会保障・税番号制度の概要

1 社会保障・税番号制度の概要

社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的として、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）が導入されます。

具体的には、平成 28 年 1 月から順次、国税分野で個人番号及び法人番号の利用が開始され、申告書及び法定調書などを提出する方は、これらの税務関係書類に個人番号や法人番号を記載することが求められます。



2 個人番号及び法人番号について

平成 27 年 10 月から、個人番号及び法人番号が通知されます。

個人番号は、12 桁の番号で、住民票を有する国民全員に指定され、市区町村から通知されます。また、住民票を有する中長期在留者や特別永住者等の外国籍の方にも同様に指定・通知されます。

法人番号は、13 桁の番号で、設立登記法人などの法人等に指定され、国税庁から通知されます。法人番号は個人番号とは異なり、原則として公表され、どなたでも自由にご利用いただくことができます。

※ 法人番号の詳細な内容については、4 ページをご覧ください。

3 個人番号の提供を受ける場合の本人確認方法

法定調書提出義務者や源泉徴収義務者は、従業員や報酬などの支払を受ける方から個人番号の提供を受ける場合に、本人確認として、個人番号の確認と身元（実存）確認を併せて行うことが必要となります。

※ 個人番号利用事務実施者が適当と認めるものなどによる本人確認措置については、国税庁ホームページをご覧ください。（<http://www.nta.go.jp/sonota/sonota/osirase/mynumberinfo/index.htm>）

本人確認を行うときに使用する書類の例

- 1 個人番号カード（番号確認と身元（実存）確認）
- 2 通知カード（番号確認）及び運転免許証、健康保険の被保険者証など（身元（実存）確認）

- ・ 通知カードとは、本人の氏名、住所、生年月日、性別、個人番号が記載されたカードです。
- ・ 個人番号カードとは、本人が市町村等に交付を申請し、通知カードと引き換えに交付を受けるカードです。個人番号カードには、本人の氏名、住所、生年月日、性別、個人番号等が記載され、本人の写が表示されます。



このパンフレットの内容は、平成 26 年 11 月末現在の法令に基づいて作成しています。

法定調書に関する事務での取扱い

1 社会保障・税番号制度導入後の主な変更点

(1) 法定調書への個人番号又は法人番号の記載

法定調書提出義務者は、平成 28 年 1 月 1 日以降の支払に係る法定調書に、原則として支払を受けた方及び支払者等の個人番号又は法人番号を記載する必要があります。

(2) 支払を受ける方から個人番号の提供を受ける際の本人確認

法定調書提出義務者は、支払を受ける方から個人番号の提供を受ける際に、個人番号カード等の提示を受け、本人確認を行う必要があります。

(3) 法定調書提出時の本人確認

法定調書提出義務者が個人事業主の場合は、法定調書を税務署に提出する際に、本人確認のため、個人番号カード等を提示していただく必要があります（郵送により提出する場合は、個人番号カード等の写しを添付していただく必要があります。）。

2 社会保障・税番号制度導入後に提出する支払調書のイメージ

平成 28 年分 報酬、料金、契約金及び貸金の支払調書				
支払を受ける方	住所	氏名	個人番号	法人番号
国税 太郎	東京都千代田区霞が関	○丁目×番地△号	987654321098	
区分	課税種別	支払金額	源泉徴収税額	
外交員報酬		2400000	98016	
[備考]				
支払者	住所	名称	個人番号	法人番号
国税商事株式会社	東京都千代田区大手町	○丁目△番地□号	1234567890123	
(注記) 03-XXXX-XXXX				

法定調書には、左図のように番号欄が追加されます。

また、法定調書とともに提出する法定調書合計表にも提出する方の個人番号又は法人番号の記載が必要になります。

※ 「個人番号又は法人番号」欄に 12 桁の個人番号を記載する場合は、左側の 1 マスを空けて、右詰めで記載してください。

(注) 左図は掲載日現在のイメージであり、今後、税制改正その他の状況により変更される場合があります。

3 番号制度導入後の番号記載の猶予規定

平成 28 年 1 月 1 日以降の支払に係る法定調書には、支払を受ける方の個人番号又は法人番号の告知を受けてその番号を記載する必要がありますが、税法に告知義務のある一部の法定調書については、個人番号及び法人番号の告知について 3 年間の猶予規定が設けられており、その間告知を受けるまでは個人番号・法人番号を記載しなくてもよいことになっています。(例：特定口座年間取引報告書)

4 法定調書の様式などの公表予定

法定調書、法定調書の合計表の様式及び光ディスク等により提出する場合の標準規格等は、国税庁のホームページにて順次公表していく予定です。

なお、給与所得の源泉徴収票は、現行の A 6 サイズから A 5 サイズに変更になるほか、本人交付用の源泉徴収票に支払者の番号は記載しないこととなっています。

～法定調書を提出される方で、一定の要件に該当する方は光ディスク等による提出が義務化されています～

法定調書の種類ごとに、前々年の提出すべきであった当該法定調書の枚数が 1,000 枚以上である法定調書については、平成 26 年 1 月 1 日以降、光ディスク等又は e-Tax による提出が義務化されています。詳しくは、国税庁ホームページの「申告・納税手続」から「法定調書の光ディスク等による提出のご案内」をご覧ください。

源泉所得税に関する事務での取扱い

1 源泉徴収義務者が税務署に提出する書類の主な変更点

(1) 申請書、届出書等への個人番号又は法人番号の記載

源泉徴収義務者は、平成 28 年 1 月 1 日以降に申請書、届出書等を税務署に提出する際に、源泉徴収義務者の個人番号又は法人番号を記載する必要があります。

(2) 申請書、届出書等提出時の本人確認

源泉徴収義務者が個人事業主の場合は、申請書、届出書等を税務署に提出する際に、本人確認のため、個人番号カード等を提示していただく必要があります（郵送により提出する場合は、個人番号カード等の写しを添付していただく必要があります。）。

2 源泉徴収義務者が給与所得者から提出を受ける書類の主な変更点

(1) 「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」への個人番号又は法人番号の記載

源泉徴収義務者は、平成 28 年 1 月 1 日以降、給与所得者から給与所得者本人、控除対象配偶者及び控除対象扶養親族等の個人番号が記載された「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」の提出を受ける必要があります。

また、この申告書の提出を受けた源泉徴収義務者は、その申告書に源泉徴収義務者の個人番号又は法人番号を付記する必要があります。

(2) 「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」の提出を受ける際の本人確認

源泉徴収義務者が給与所得者から個人番号の提供を受ける場合には、本人確認を行う必要があります。

なお、源泉徴収義務者が本人確認を行う必要があるのは、個人番号の提供を行う給与所得者本人のみです（控除対象配偶者、控除対象扶養親族等の本人確認は、給与所得者が行うこととなります。）。

源泉徴収義務者が提出を受ける書類のうち、受給者が個人番号を記載する書類は、「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」のほか、例えば、以下のものがあります。

- ・ 従たる給与についての扶養控除等（異動）申告書
- ・ 給与所得者の保険料控除申告書兼給与所得者の配偶者特別控除申告書
- ・ 退職所得の受給に関する申告書
- ・ 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書

（注）これらの申告書についても、提出を受けた源泉徴収義務者は、その申告書に源泉徴収義務者の個人番号又は法人番号を付記する必要があります。

特定個人情報の保護措置の必要性

番号法（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律）では、個人番号の漏えいや悪用などのリスクから特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報）を守るため、個人番号の利用範囲や提供を制限するなど、特定個人情報の取扱いについて厳しい保護措置を定めています。

個人番号の利用制限

個人番号の利用範囲は、番号法に規定された社会保障、税及び災害対策に関する事務に限定されています。

（21ページにつづきます。）

特定個人情報の提供制限等

【個人番号の提供の要求、提供の求めの制限】

法定調書提出義務者や源泉徴収義務者などは、個人番号関係事務を処理するために必要がある場合に限って、本人などに対して個人番号の提供を求められますが、個人番号関係事務以外の目的で、個人番号の提供を求めてはなりません。

例：事業者は、給与の源泉徴収事務を処理する目的で、従業員等に対し、個人番号の提供を求めますが、従業員等の営業成績管理等の目的で、個人番号の提供を求めてはなりません。

【特定個人情報の提供制限】

番号法で限定的に明記された場合を除き、特定個人情報を提供してはなりません。

例：従業員が出向により異動し、他の事業者が給与支払者になった場合、事業者間で個人番号の受け渡しをすることはできませんので、他の事業者は従業員本人から個人番号の提供を受けなければなりません。

【収集・保管制限】

番号法で限定的に明記された場合を除き、特定個人情報を収集してはなりません。

例：事業者の給与事務担当者として個人番号関係事務に従事する者が、その個人番号関係事務以外の目的で他の従業員等の特定個人情報をノートに書き写してはなりません。

法人番号について

1 法人番号の指定

国税庁長官は、①設立登記法人、②国の機関、③地方公共団体のほか、④これら以外の法人又は人格のない社団等で法人税・消費税の申告納税義務又は給与等に係る所得税の源泉徴収義務を有することとなる団体に対して、法人番号を指定します。

また、上記以外の法人又は人格のない社団等でも一定の要件を満たす場合には、国税庁長官に届け出ることによって法人番号の指定を受けることができます。

なお、法人番号は1法人に対し1番号のみ指定されますので、法人の支店や事業所等には指定されません。(個人事業者の方には、法人番号は指定されません。)

2 法人番号の通知

法人番号は、平成27年10月以降、書面により通知を行うこととしており、例えば、設立登記法人については、番号の指定後、登記上の本店所在地に通知書をお届けします。

(注) 設立登記法人が本店所在地の登記の変更手続を行っていない場合には、変更前の本店所在地に通知書が送付されますのでご注意ください。

3 法人番号の公表


法人番号は、原則としてインターネット(法人番号の公表サイト)を通じて公表します。公表サイトでは、利用される方にとって使いやすいものとなるよう、公表する3情報(①名称、②所在地、③法人番号)の検索やデータダウンロードを可能とします。

◎社会保障・税番号制度の詳細やお問い合わせは

社会保障・税番号制度の最新情報やお問い合わせ

- ・内閣官房「社会保障・税番号制度」ホームページ
<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html> (マイナンバー)
- ・マイナンバーのコールセンター(全国共通ナビダイヤル) **0570-20-0178**
※ ナビダイヤルは通話料がかかります 平日9時30分～17時30分(土日祝日・年末年始を除く)

国税に関する社会保障・税番号制度(法人番号を含む)の最新情報

国税庁ホームページのトップページの  をクリック
<http://www.nta.go.jp/sonota/sonota/osirase/mynumberinfo/index.htm>
 最新情報は、随時更新してまいりますので、お知らせコーナーをご覧ください



自動車税のお知らせ

平成27年4月から車検時の納税証明書提出は原則不要になります

平成27年4月から、国土交通省(運輸支局等)のシステムから各都道府県のシステムに対し、自動車税の納付確認を電子的に行うことが可能になりました。

継続検査(車検)時に必要となっている納税証明書の提示が、平成27年4月からは省略できるようになります。

(軽自動車については、引き続き納税証明書が必要です。)

自動車税はクレジットカードで納付できます

平成26年度から、自動車税はクレジットカードで納付できるようになりました。

Yahoo!公金支払いサイトからアクセスしてください。

手数料が1件につき324円かかります。



もり 森林づくり県民税で「森の力」を再生しています

もり 森林づくり県民税とは

静岡県の3分の2が森林です。森林(もり)には、土砂災害の防止、洪水や濁水の緩和、地球温暖化の防止などの機能があります。

静岡県では、この「森の力」を十分に発揮させるため、平成18年度から、県民のみなさまに負担いただいている「森林づくり県民税」を活用して森林の整備を進めています。

森林づくり県民税は、次のとおり県民税均等割に加算されます。

法人 年額1,000円～40,000円(法人県民税均等割額の5%)

個人 年額400円(県民税均等割が課税されていない方は非課税です)

平成18年度～平成25年度までの成果




























- ◇整備した森林
約9,800ha(浜名湖の面積の約1.5倍)
- ◇整備した森林で吸収される二酸化炭素量
年間56,000トン
(乗用車24,000台の1年間の排出量)
- ◇森林内の下層植生が再生した割合
(H18年)15% → (H25年)75%
(H18～19年に整備した箇所での平均値)
- ◇森林内に自生する広葉樹の種類が増加
「森の力」を発揮する針葉樹と広葉樹の
混交林化が進んでいます。
(H19年)6種類 → (H25年)17種類
(整備した箇所での平均値)



荒廃した竹林が明るい里山に生まれ変わりました。
藤枝バイパスから見える三ツ池南側の山
(藤枝市下藪田)

東海税理士会藤枝支部会員名簿 (支部入会順)

平成 27 年1月1日現在

 櫻井龍太 藤枝市藤岡5 ☎641-1984	 宮崎 健 藤枝市藤枝4 ☎641-4386	 小長谷常雄 焼津市与惣次 ☎624-0268	 落合孝次 焼津市小川 ☎624-7171	 増田武治 藤枝市田沼3 ☎636-1287	 田中徳治 焼津市上新田 ☎622-6836	 小林宏旨 焼津市三ヶ名 ☎629-6711	 今本 昇 焼津市焼津1 ☎628-1776	 金田睦夫 藤枝市高岡1 ☎635-7576	 松浦宏明 藤枝市小石川町2 ☎641-1573	 中野正勝 焼津市焼津1 ☎626-8661	 杉井裕郎 焼津市西小川2 ☎629-1151
 伊藤恒夫 藤枝市大新島 ☎635-5615	 大石準二 焼津市八幡4 ☎628-2812	 河野正彦 藤枝市駅前2 ☎641-2725	 笠原敏幸 藤枝市藤岡5 ☎643-6069	 吉田雄一 焼津市東小川8 ☎629-6663	 平岩光雄 藤枝市藤岡1 ☎644-7219	 藤浪良昭 焼津市三ヶ名 ☎629-5270	 浦田國治 焼津市大村2 ☎627-0309	 大石康夫 焼津市西焼津 ☎627-5022	 深澤美恵子 焼津市田尻北 ☎624-2794	 鈴木國弘 焼津市駅北1 ☎627-9638	 八木金弥 藤枝市田沼1 ☎635-2559
 福井達郎 焼津市高新田 ☎622-8435	 増田富三 藤枝市岡出山2 ☎641-2215	 藪崎正則 焼津市小土 ☎626-9823	 吉川 始 藤枝市大新島 ☎634-2570	 松永義郎 焼津市大栄町1 ☎628-6043	 澤村 守 焼津市谷稲葉 ☎644-7845	 大橋金行 焼津市東小川7 ☎628-7973	 片山享一 焼津市下之郷 ☎638-3766	 森田鋼太郎 焼津市石津 ☎624-3763	 成島久二郎 焼津市音羽町3 ☎641-0577	 仲田 勇 焼津市高岡2 ☎636-1199	 良知正夫 藤枝市田沼3 ☎635-0359
 岡野 純 藤枝市田沼3 ☎636-2929	 青島孝之 藤枝市青木2 ☎641-3080	 山田義雄 藤枝市田沼3 ☎635-1859	 増田章一 藤枝市稲川 ☎641-6845	 安井博史 焼津市東小川6 ☎627-5261	 高野佳和 焼津市岡部町内谷 ☎667-3253	 増田和宏 藤枝市青木1 ☎643-3771	 小倉寿美 焼津市焼津4 ☎659-1717	 山崎恵三 藤枝市前島2 ☎634-0286	 海野晴方 焼津市青葉町1 ☎636-1588	 吉田道明 焼津市小石川町1 ☎689-3196	 青木 敬 焼津市岡当目 ☎627-9851
 平井幸子 焼津市栄町3 ☎626-5711	 小長谷智子 焼津市与惣次 ☎624-0268	 遠藤次男 焼津市中新田 ☎624-1885	 松本 彰 藤枝市末広2 ☎635-8366	 増田貴行 藤枝市本町1 ☎643-5151	 服部正邦 焼津市柳新屋 ☎628-5533	 内藤良彦 藤枝市郡1 ☎646-8890	 増田良子 藤枝市青木1 ☎643-3771	 岩崎卓夫 藤枝市駅前1 ☎646-7701	 梅田健司 焼津市宗高 ☎622-3295	 沼野和吉 焼津市石津町中 ☎656-0788	 内田晴巳 藤枝市高洲 ☎635-8022
 大畑雅子 焼津市駅北1 ☎627-9638	 渡邊義博 藤枝市水上 ☎645-4571	 山本幸子 焼津市下小田 ☎624-0962	 笠原大輔 藤枝市藤岡 5 ☎643-6069	 伊藤裕一郎 藤枝市青葉町1 ☎637-2534	 宇田武房 藤枝市志太 2 ☎644-4627	 森 祐輔 焼津市東小川 7 ☎628-7973	 多々良信彦 焼津市東小川 7 ☎628-7973	 落合孝康 焼津市小川 ☎624-7171	 竹内功夫 藤枝市田沼1 ☎637-1909	 小林敏樹 藤枝市青葉町2 ☎636-7952	 岡村正雄 焼津市上小杉 ☎662-1391
 大石 誠 藤枝市前島1 ☎639-5139	 三岡厚文 藤枝市岡出山2 ☎270-8861	 杉原一雄 藤枝市平島 ☎270-3719	 松原隆宣 藤枝市大手1 ☎639-5570	 平野純也 藤枝市天王町3 ☎646-4700	 山崎義和 焼津市三ヶ名 ☎629-6711	 鈴木和臣 藤枝市益津 ☎270-5741	 内山勝浩 焼津市大栄町2 ☎628-5372	 飯塚理恵 藤枝市田沼1 ☎634-3570	 山本浩幸 焼津市下小田 ☎624-0962	 石村正美 焼津市上新田 ☎207-7064	 吉田公輔 焼津市東小川8 ☎629-6663
 井上香織 藤枝市志太2 ☎631-5258	 池田佳通 藤枝市岡出山1 ☎646-3388	 宮崎博史 藤枝市高岡1 ☎636-5102	 吉田和弘 藤枝市小石川町1 ☎689-3196	 浅井伸也 藤枝市高岡2 ☎631-5152	 天野 貢 藤枝市駅前2 ☎641-4898	 大野克治 焼津市三ヶ名 ☎629-5270	 望月洋樹 焼津市すみれ台1 ☎639-6088	 三橋重継 藤枝市駅前2 ☎641-8280	 山崎晃弘 藤枝市藤岡5 ☎643-6069	 村松克彦 藤枝市駅前2 ☎644-3511	

お問い合わせは

焼津商工会議所会館2階 税理士会税務相談所へ

電話 (628) 2250 ※税理士会では無料税務相談を行っております。

あおい税理士法人

焼津市東小川7

社員

大橋金行 多々良信彦 森 祐輔

☎ 628-7973

税理士法人 法理舎

藤枝市青木2

社員

青島孝之

☎ 641-3080

税理士法人

松本税理士事務所 藤枝支店

藤枝市駅前2

社員

三橋重継

☎ 641-8280